

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月21日
【会社名】	メディアスホールディングス株式会社
【英訳名】	MEDIUS HOLDINGS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池谷保彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目1番1号
【電話番号】	03-3242-3154（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営推進本部長 芥川浩之
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目1番1号
【電話番号】	03-3242-3154（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営推進本部長 芥川浩之
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1 【提出理由】

当社は平成25年3月21日開催の取締役会において、株式会社秋田医科器械店（本社：秋田県秋田市 代表取締役社長 佐藤通俊、以下「秋田医科」）の株式を取得し、その後当社を完全親会社、秋田医科を完全子会社とする簡易株式交換（以下「本件統合」）を行うことを決議し、同日付で株式譲渡契約、株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

（1）当該株式交換の相手についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業内容

商号	株式会社秋田医科器械店
本店の所在地	秋田県秋田市仁井田字中谷地130番地の2
代表者の氏名	代表取締役社長 佐藤 通俊
資本金の額	10百万円（平成24年3月31日）
純資産の額	346百万円（平成24年3月31日）
総資産の額	1,433百万円（平成24年3月31日）
事業の内容	医療機器販売事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高	3,378百万円	3,372百万円	3,769百万円
営業利益	59百万円	54百万円	36百万円
経常利益	59百万円	76百万円	45百万円
当期純利益	24百万円	45百万円	31百万円

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成24年12月31日現在）

大株主の氏名	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
佐藤 通俊	60.75%
佐藤 俊介	18.62%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。本件統合が完了した後に、当社より当該会社に対して、非常勤取締役及び非常勤監査役を各1名派遣する予定であります。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 当該株式交換の目的

当社グループ及び秋田医科の属する医療機器販売業界は、医療材料の償還価格の引き下げによる販売価格の下落や医療機関からの値下げ要求、病院経営コンサルティング業者の介入による利益率の低下等が生じており、医療機器ディーラーを取り巻く経営環境は厳しさを増しております。

当社グループは、このような経営環境において、取引先医療機関への医療機器の提供のみならず、最新の医療情報の提供を通じた高付加価値商品の提案営業、医療機関の経営改善に繋がるソフトウェア・サービスの提供等を進めてまいりました。秋田医科においても、秋田県の地域医療に貢献するため企画提案型の営業活動を進め、同社の持つ専門領域における知識や情報力を活用し事業領域の拡大に努めてまいりました。

両社は、このような厳しい経営環境の下、経営理念や営業戦略を共有し、当社グループの保有するソフトウェアや医療材料データベース等の医療機関の経営改善に繋がるサービスを秋田医科が提供することや両社の経営資源を有効に活用することで両社の企業価値の向上を実現させ、さらに購買力の強化等のシナジー効果を創出することによる事業規模の拡大を目指すという認識が両社で一致したことから、本件統合を合意し、当社は秋田医科を完全子会社化することを決定いたしました。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を完全親会社、秋田医科を完全子会社とする株式交換であります。秋田医科の株主には、本株式交換の対価として、当社が有する自己株式を割り当ていたします。

なお、本株式交換は、完全親会社となる当社については会社法796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、完全子会社となる秋田医科については平成25年5月23日開催予定の定時株主総会において承認を受けたいうで、本年7月2日を効力発生日として行う予定であります。

株式交換に係る割当ての内容

会社名	メディアスホールディングス株式会社 (株式交換完全親会社)	株式会社秋田医科器械店 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	72.0
株式交換により交付する株式数	普通株式：56,880株 (メディアスホールディングス株式会社は、その保有する自己株式56,880株を株式交換による株式の割当てに充てたいします。)	

(注1) 株式の割当比率

秋田医科株式1株に対して、当社株式72株を割当て交付します。ただし、効力発生日(平成25年7月2日)時点において当社が保有する秋田医科株式3,210株については、本株式交換による株式の割当は行いません。

(注2) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。単元未満株式を取引所市場において売却することはできませんが、当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

(単元未満株式の買取制度 100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度であります。

その他の株式交換契約の内容

当社が秋田医科との間で、平成25年3月21日に締結した株式交換契約書の内容は以下のとおりであります。

株式交換契約書

メディアスホールディングス株式会社(本店所在地：東京都中央区、以下「甲」という)と株式会社秋田医科器械店(本店所在地：秋田県秋田市、以下「乙」という)は、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」といい、本書を指す場合は「本契約書」という)を締結する。

第1条(株式交換)

甲および乙は株式交換により、甲を完全親会社、乙をその完全子会社とする。

第2条(交換対価の割当交付)

甲は、株式交換に際して、効力発生日(第5条において定義する。以下同じ)の前日の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主(甲を除く)に対して、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の合計数に72を乗じた数の甲の普通株式を交付する。

- 2 割当てる甲の普通株式の数に、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切捨てるものとする)に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付する。

第3条（増加すべき資本金および準備金の額）

株式交換により増加すべき甲の資本金および準備金の額は、以下のとおりとする。

- （1）資本金 0円
- （2）資本準備金 0円
- （3）利益準備金 0円

第4条（本契約の承認手続）

甲および乙は、本契約につき承認を得るため以下の決議を求める。ただし、必要に応じて甲乙協議のうえ、これを変更できるものとする。

- （1）甲は会社法第796条第3項の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ないで、株式交換を行うものとする。ただし、会社法第796条第4項の規定により甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認および株式交換に必要な事項に関する決議を求めることとする。
- （2）乙は平成25年5月23日に株主総会を開催し、本契約の承認および株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第5条（効力発生日）

本契約による甲、乙の株式交換の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、平成25年7月2日とする。ただし、必要に応じて甲乙協議のうえ、これを変更することができるものとする。

第6条（停止条件）

本件株式交換は、甲と乙の全株主が、平成25年3月21付けで締結した株式譲渡契約に基づき、甲が乙の発行済普通株式3,210株を取得したことを条件として、その効力を発生するものとする。

第7条（会社財産の管理）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為（乙が加入する中小企業退職金共済への掛金の増額は除く）については、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

第8条（株式交換条件の変更および本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態及び将来予測に重大な変更が生じたときは、甲乙協議のうえ株式交換条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができるものとする。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第4条第1号ただし書きの定めに従って甲の株主総会において本契約の承認が必要となる場合にその承認が得られないとき、または第4条第2号に定める乙の株主総会において本契約の承認が得られないとき、もしくは法令等に定める関係官庁等の許認可等を得られないときは、その効力を失うものとする。

第10条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議のうえ決定するものとする。

以上、本契約を証するため本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月21日

（甲）東京都中央区京橋一丁目1番1号
メディアスホールディングス株式会社
代表取締役社長 池谷 保彦

（乙）秋田県秋田市仁井田字中谷地130番地2
株式会社秋田医科器械店
代表取締役社長 佐藤 通俊

（4）株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

当社は、本株式交換における交換比率の算定については、公正性および妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、本件統合において株価の算定も依頼しているTYコンサルティングを選定いたしました。

TYコンサルティングは両社の株式価値の算定に際して、当社の株式価値については、当社が大阪証券取引所JASDAQ市場に上場しており、市場価値が存在することから市場株価法とDCF法を、また秋田医科の株式価値については、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法及び類似会社比較法を採用して算定を行いました。

当社はTYコンサルティングから提出された株式交換比率の分析結果を慎重に検討し、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に交渉・協議をいたしました。その結果、本株式交換における株式交換比率の決定は、最終的に上記（3）の株式交換に係る割当ての内容に記載した株式交換比率が妥当であると判断し、平成25年3月21日に開催された取締役会において、本株式交換における株式交換比率を決定し、同日秋田医科との間で株式交換契約を締結いたしました。

（5）算定機関との関係

TYコンサルティングは、当社及び秋田医科の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（6）当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、

資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	メディアスホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都中央区京橋一丁目1番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 池谷 保彦
資本金の額	1,018百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	医療機器販売事業

以上